



担い手育成をめぐる新たな視点

安芸太田町 井仁の棚田

1 日本農業の構造改革と担い手

■農地利用・所有、生産の担い手にかかわる議論

国際競争力、強い農業経営の育成を進める立場から、様々な問題提起や提言がなされている

- 1) 農地法の改正（耕作放棄地の増大への対処、効率的な農地利用の観点から）
- 2) 農業を担う人材の育成

■構造改革を進める改革派、批判派、どちらにも属さないグループなどがあって、絶えず対立的な論争になっている。ただ、最近では、生産条件が急速に変化して、改革が避けられないとの認識が高まっている

質問：担い手は誰か？

■農地をもっている人（組織）だけが、担い手、だと考えられか？

■農業の担い手となる要件、どのようなものが必要か？

ファクトブックは、明確に示しているか？

2 担い手は誰か？ 政策と議論の経緯

■戦後は自作農主義から出発

- 戦前の地主制がもたらした社会的弊害の反省
- 戦後に農地改革が実施。零細農家による農地耕作と農地所有の一致させた。地主・小作関係が解消されて、耕作者主義にもとづく農地所有が確立

■耕作者主義、耕作適格主義へ

- 自ら耕作する者だけが農地の権利取得できる(田代)
- 効率的な利用を行う者に農地の権利取得を認める。耕作する以上は、所有権、賃借権などの権利をもつ(生源寺)

流れは耕作適格主義だが、政治的にとまってしまった

現在の担い手の選択

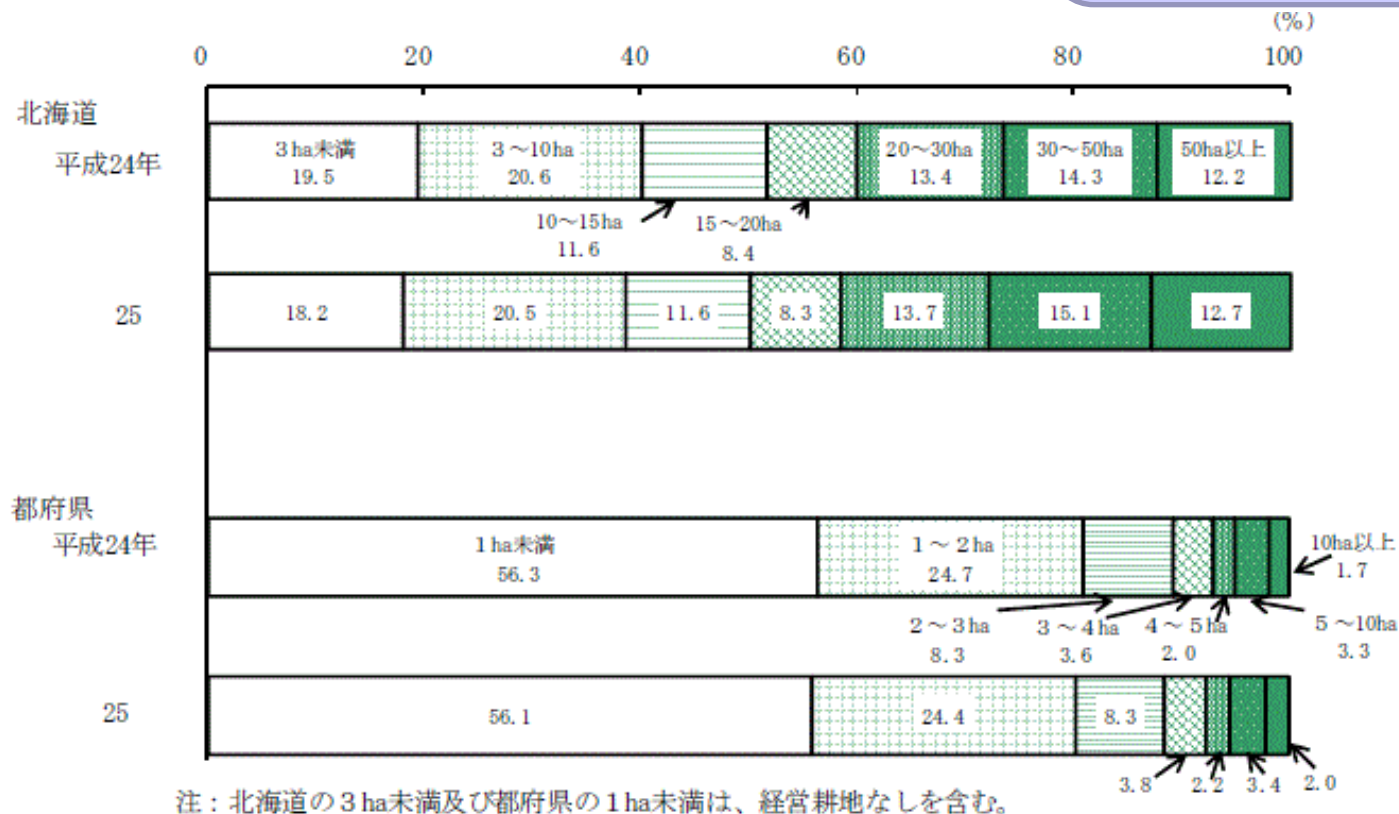
- 既存の農業者・組織に加え、若年農業者、新規参入者、株式会社、農業生産法人、企業による参入を促す
- 集落営農による農業・農村の再編が進んでいる
耕作放棄を防ぎ、農地を面的に一元化していく役割を中心に担い手を考える
- 農地法を改正し、担い手が農業をしやすい環境を整える

**最重要な課題：農地法の改正、農業参入規制の緩和だとの認識
=> 賛否両論あるが、農地法を改正して、農地の有効利用をはかるべき、との意見が強まっている
(農地法の改正については、この後に詳しく説明する)**

3 経営の零細性の実態

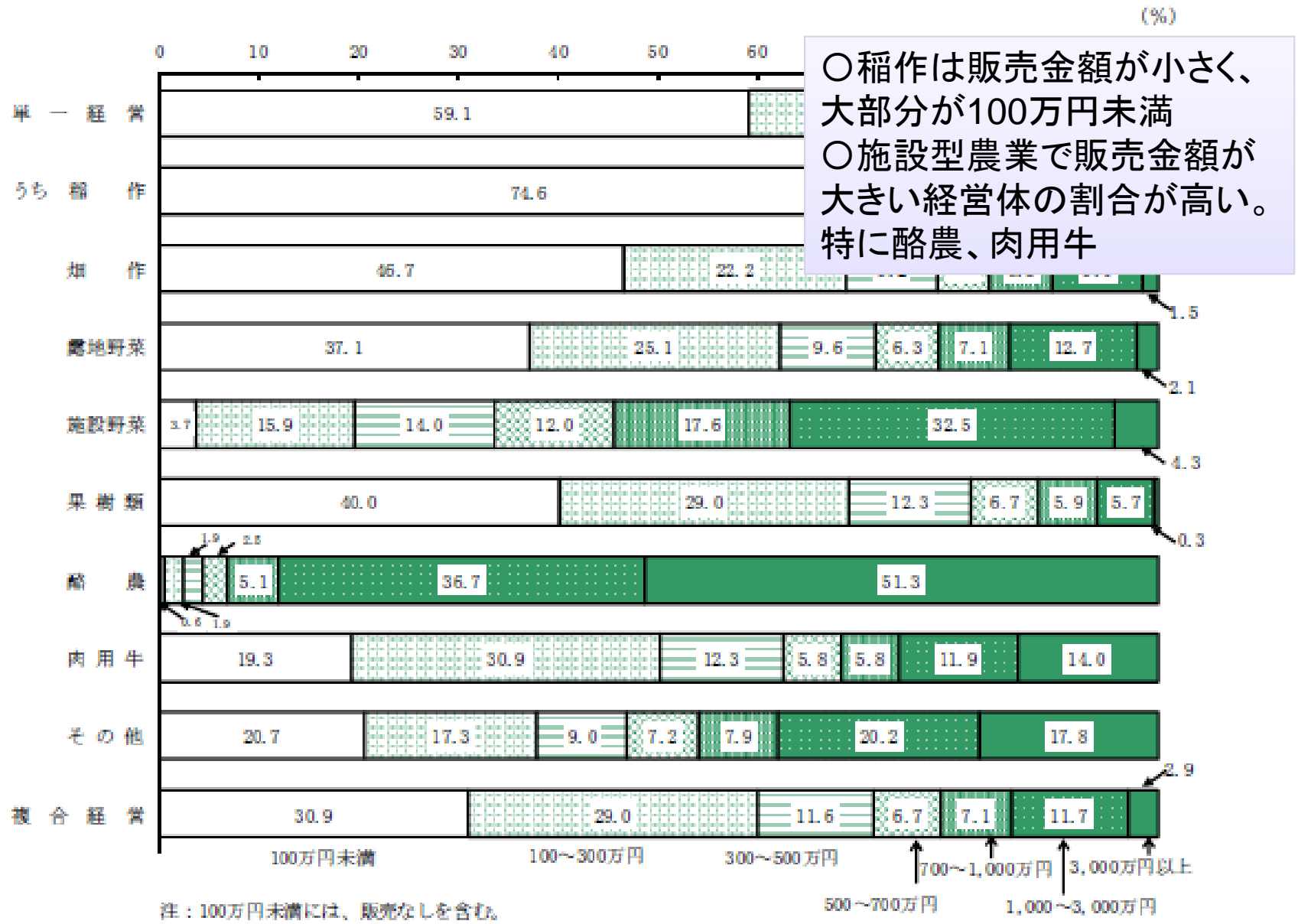
都府県と北海道の
違いに注意

経営耕地面積別農業経営体数の割合



■ 都府県の零細性が際立っている。農業経営体のうち、10ha以上は2.0%。1ha未満が56.1%を占める

農業経営組織別にみた農産物販売代金額規模別農業経営体数



○稲作は販売金額が小さく、大部分が100万円未満
○施設型農業で販売金額が大きい経営体の割合が高い。特に酪農、肉用牛

(参考) 広島県の農業耕地面積規模別農業経営体の特徴
 => 全国に比べて零細規模の経営の割合が高い
 => 経営規模の大きな経営体数が伸びているのが特徴

図6 経営耕地面積規模別農業経営体の構成割合

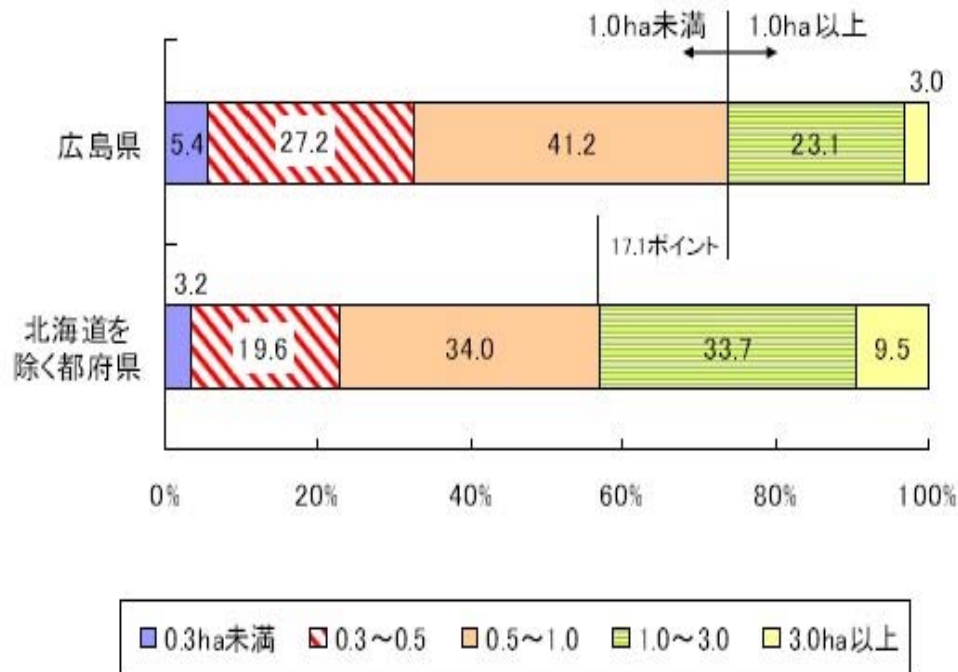
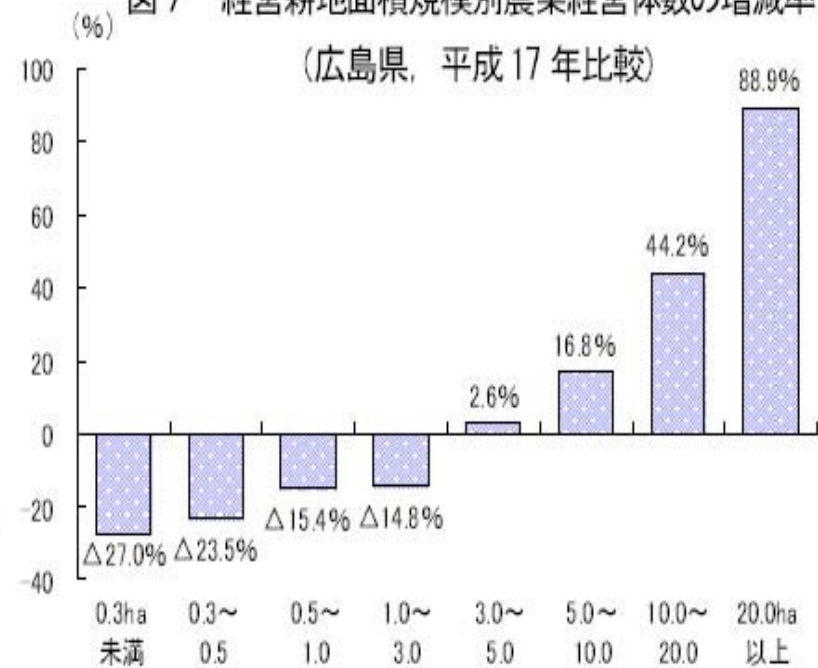


図7 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率 (広島県, 平成17年比較)



(資料) 広島県作成

<http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp/data/tea/tea01-210.pdf>

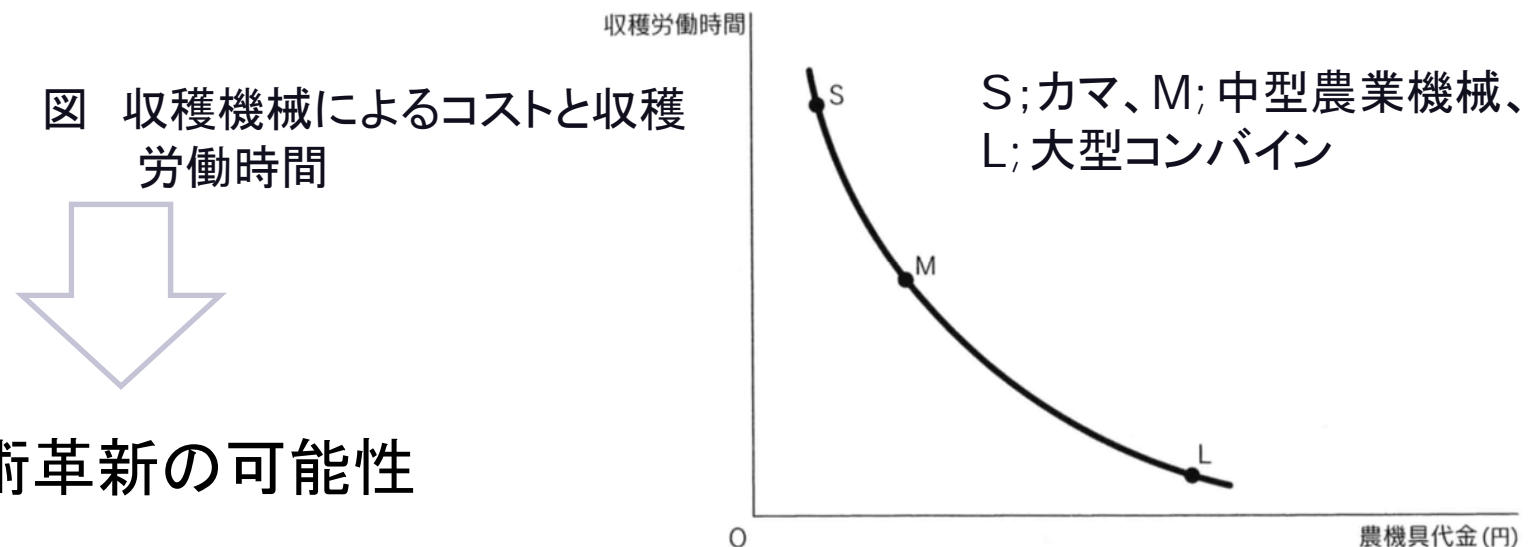
零細規模の生産が抱える問題

■ 経営規模の零細性

規模の経済性、が働きにくい

■ 規模の経済が働くと、規模拡大によって、高い効率をもつ技術の導入が可能になる

⇒ 生産物当たりの費用が逡減する効果



零細性のなかの農業経営の選択

土地利用型農業の成長はどこまで可能か？

- 日本には、労働力よりも資本が豊富にあるので、労働節約的な技術を採用し、資本集約型の経営を追求すること

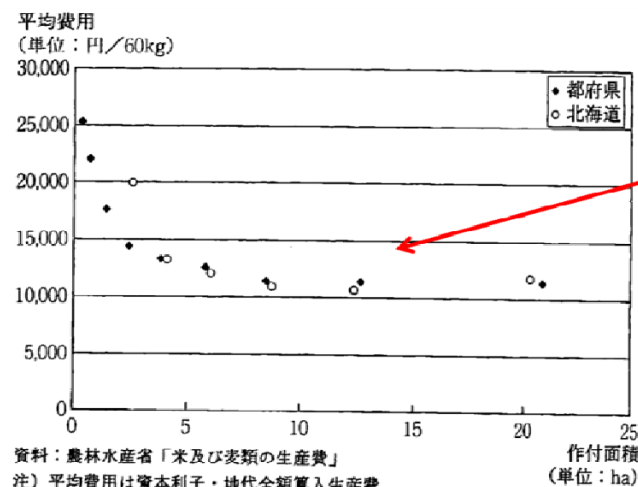
土地利用型農業の発展には制約

1) 単収を増加させて、平均費用線を下方にシフト

2) 農業の規模拡大のための
土地の集積

- 施設型農業の選択も有効
ハウス栽培、畜舎型酪農、
養鶏、養豚などは、経営規模
が大きくなっている

図 稲作の規模と平均費用(2008年度)



規模拡大の効果
は10haまで

(資料) 生源寺眞一「日本農業の真実」より

4 選択と集中にもとづく担い手育成

■効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立

■担い手育成のための条件整備

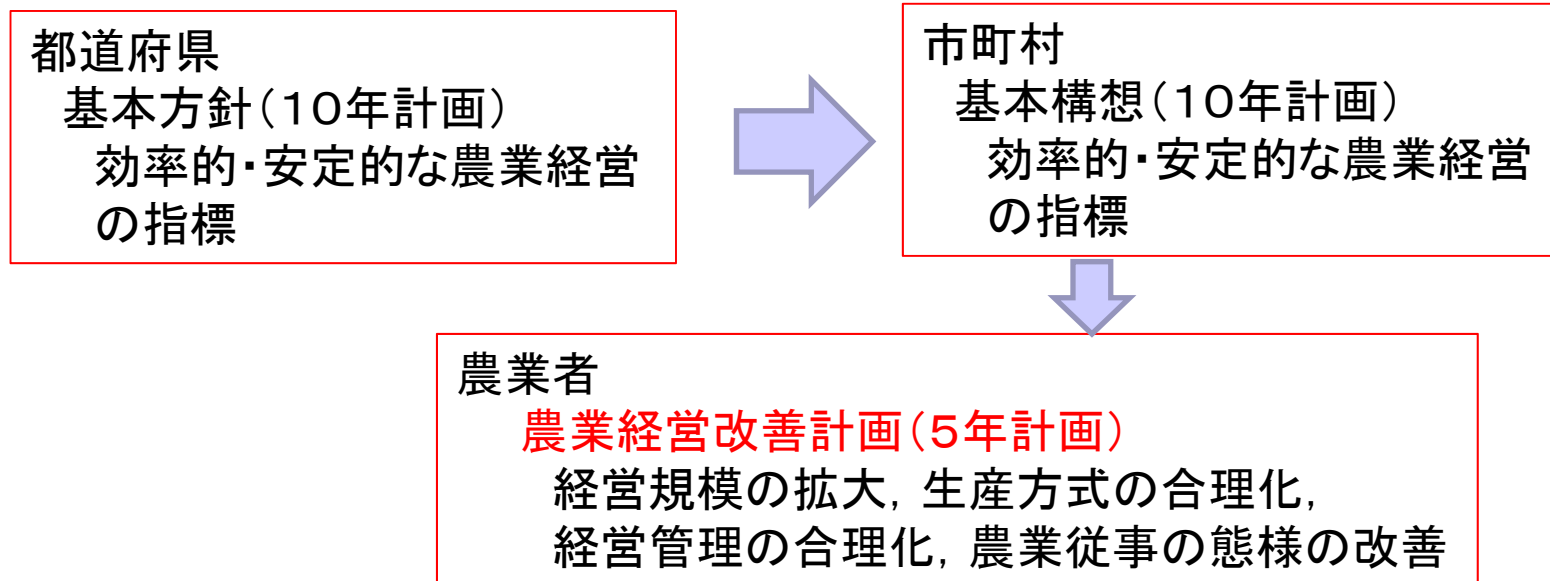
- (1) 農業を専門的に営む者のための条件整備
- (2) 家族経営の法人化(1戸1法人)
- (3) 農地の確保と有効利用
- (4) 能力のある専門農業者を **認定農業者** に
- (5) 農業経営, 法人, 農業サービス事業体などに加え,
集落営農組織も担い手とする
- (6) 集落営農組織化(法人化含む)の奨励
- (7) 企業参入の促進

(注) 選択と集中とは何か？

5 認定農業者制度について

■構造改革の課題に応える**認定農業者**

- 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度。
- 同計画の認定を受けると、(株)日本政策金融公庫からの低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等を措置。



(参考1) 農業経営基盤経営強化促進法

■ 目的

……農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 次のURLを参照

- <http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S55/S55HO065.html>

(参考2) 認定農業者の必要要件

■ 認定基準(市町村による認定をうけるための要件)

- 1) 計画が市町村基本構想に照らして適切であること
- 2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること
- 3) 計画達成が確実であること

■ 認定の手続き

市町村に「農業経営改善計画書」を提出

- 1) 経営規模の拡大に関する目標
- 2) 生産方式の合理化の目標
- 3) 経営管理の合理化の目標(複式簿記での記帳等)
- 4) 農業従事の態様の改善目標(休日制の導入等)

(資料) 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/nintei_gaiyou_tx.html

表 認定農業者数内訳

	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月
認定農業者数	246,105	249,369	246,475	237,522	233,386
前年同月差	+6,722	+3,264	▲2,894	▲8,953	▲4,136
(うち法人数)	13,329	14,273	15,048	15,736	16,679
前年同月差	+981	+944	+775	+688	+943
(うち特定農業法人数)	793	892	948	847	836
前年同月差	+107	+99	+56	▲101	▲11
特定農業団体数	1,843	1,802	1,757	1,621	1,488
	<89>	<136>	<176>	<253>	<332>
前年同月差	+52	▲41	▲45	▲136	▲133
	<+33>	<+47>	<+40>	<+77>	<+79>

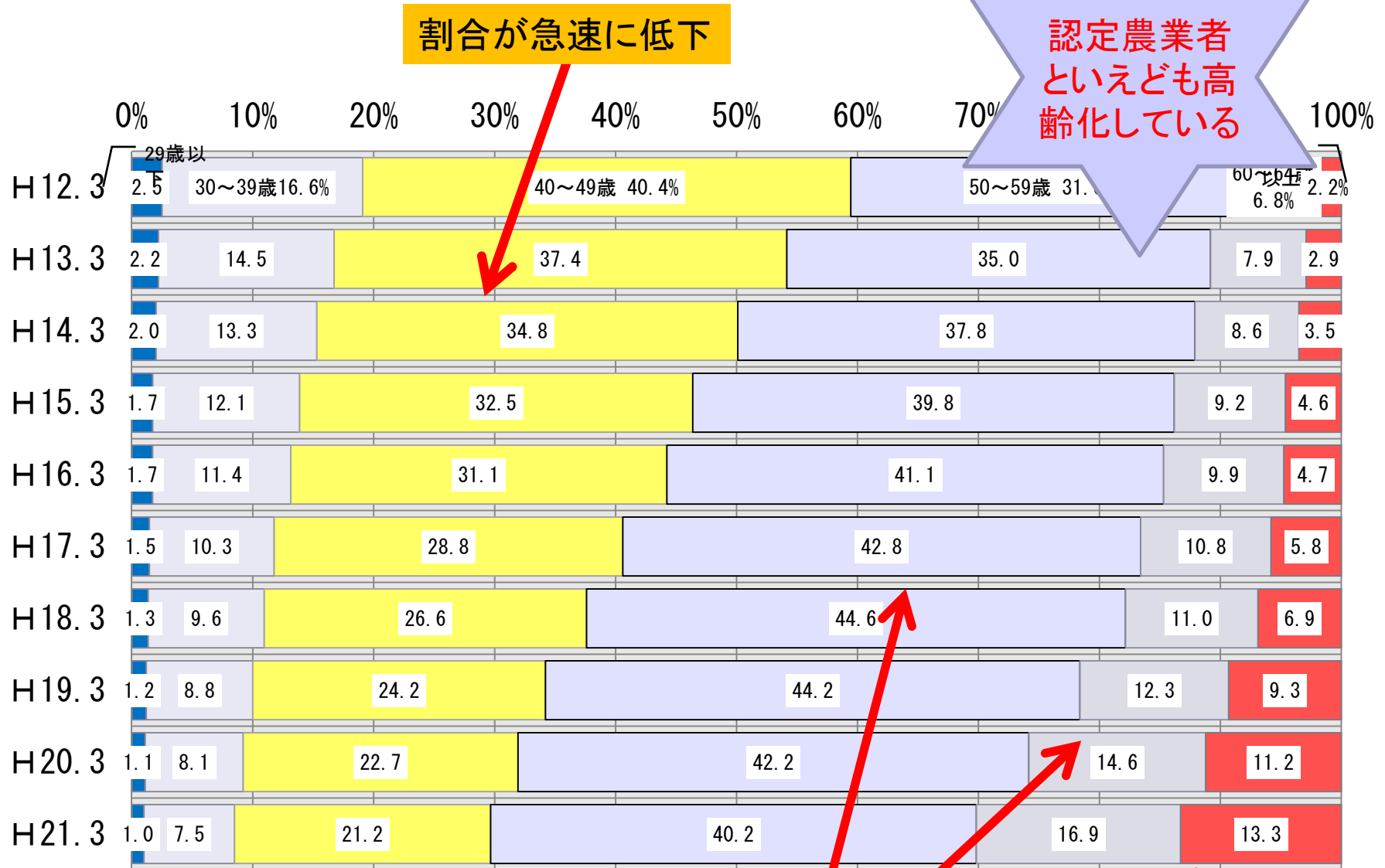
注1: 特定農業法人とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人であり、認定農業者数の内数。

注2: 特定農業団体とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織。

注3: 特定農業団体の下段の<>書きは、法人化した上で特定農業法人又は農業生産法人に移行したもので外数。

- 認定農業者数は減少している。
- 減少した背景には、平成24年度に計画期間(5年間)が終了した者のうち、再認定申請を行う者が74%程度にとどまるなど、高齢化等を背景に再認定申請を行わなかった者が増加した。
- 一方、認定農業者のうち法人の数は、前年と比べて943法人増加

表 平成12～22年度における認定農業者数の年齢構成の推移



割合が急速に低下

認定農業者
といえども高
齢化している

割合が増加

(資料)農林水産省

6 構造改革の焦点：一般法人の農業参入の動き

- 1) 参入規制の緩和、他産業・異分野の農業参入の促進
- 2) 株式会社，株式会社形態の農業生産法人による農業参入の容認
- 3) 農地の転用期待の徹底した排除
- 4) 計画的で合理的な土地利用計画の確立
- 5) 農地の利用状況に対する監視による事後規制の強化

高橋大輔「農地制度改革をめぐる近年の議論について」より

■田代洋一による批判

財界による農地取得を目的としたもので、「転用規制強化論，土地利用計画論，事後規制論」は現実実がない

田代洋一 「戦後農政の総決算」の構図，筑波書房

一般法人の参入をめぐる論点（ファクトブック p.38）

■支持する意見

- 1) 農外から技術, 資本, 経営の専門知識を取り入れる
- 2) 経営と所有を分離, 経営リスクを株主と経営者で分担
- 3) 農業企業内での分担関係
- 4) 経営の多角化に対応, 変動リスクを軽減, etc.

■反対する意見

- 1) 株式会社の農地取得は, 耕作者主義をだめにする
- 2) 土地利用規制が働いていないので, 転用・投資を防ぎようがない
- 3) 株式会社による農業経営は, これまで育成してきた先進的の家族農業経営を駆逐しかねない
- 4) 長い歴史のなかで継承されてきた農地は, 短期的利益をもとめる株式会社にはなじまない, etc.

〔 H26.6末データ更新 〕 平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続き、指導・勧告等の手続きを経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- 参入の全面自由化
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

〔実績〕

法改正後、約4年6カ月(H26.6末現在)で1,576法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)
※ なお、改正前の参入企業436のうち91は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- 農業者等以外の出資者
- ・ 1出資者当たり → 廃止
1/10以下に制限
 - ・ トータルで → 加工業者等については
1/4以下に制限 1/2未満まで緩和

〔実績〕

○ 平成26年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人(株式会社)は、370法人で全体の10%
○ その法人における加工業者等の出資比率が45%超は44法人で全体の12%のみ

(資料)農林水産省(次ページも同様)

一般法人の農業参入の動向

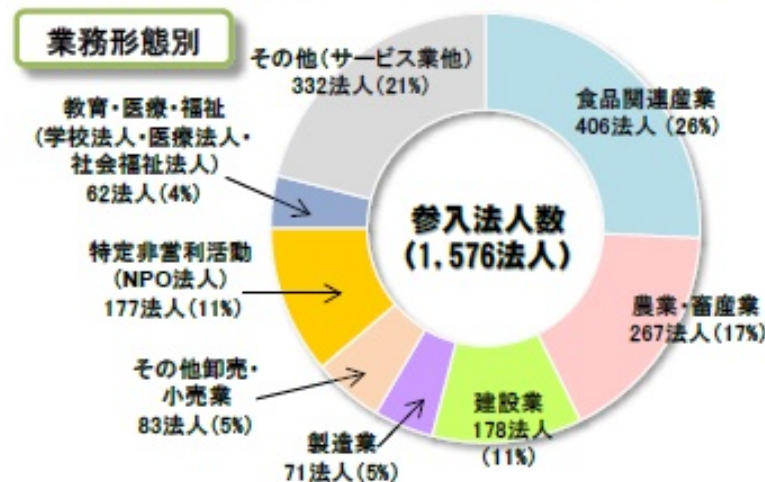
改正農地法施行後約5年で農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに1,576法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

○一般法人数の推移



	改正農地法 施行前 (H15. 4～ H21. 12)	改正農地法 施行後 (H21. 12～ H26. 6)	増加数	増加率
参入法人数	436	1,576	1,140	361%
うち 株式会社	250	975	725	390%
1年当たり 平均参入数	65	350	286	542%

○改正農地法施行後の参入法人の形態別・営農作物別内訳

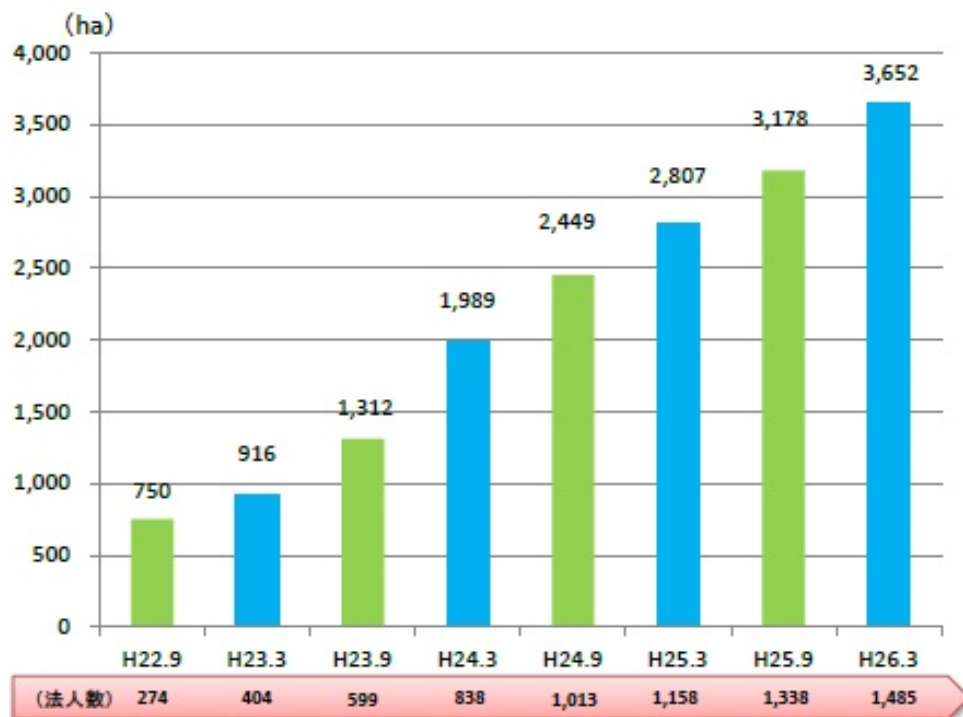


資料：農林水産省経営局調べ（平成26年6月末現在）

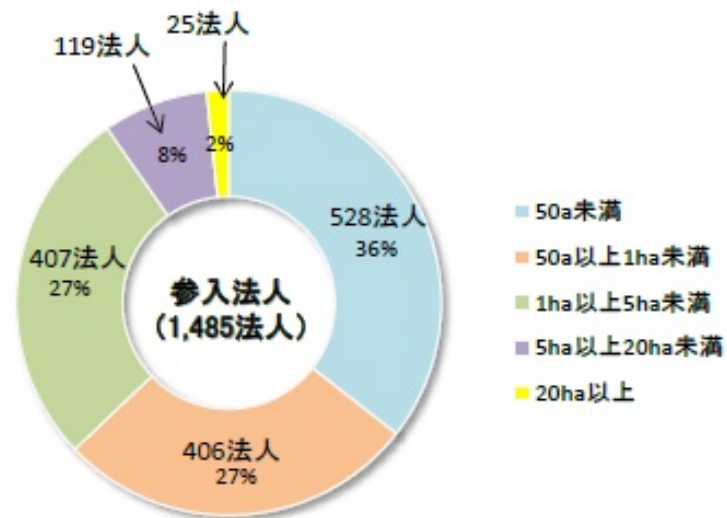
一般法人の借入農地面積

- 一般法人の借入農地面積は、参入数の増加に比例し年々増加。
 また、借入農地面積の規模は、50a未満の法人が36%、50a～1ha未満の法人が27%、1ha～5ha未満の法人が27%であることから、5ha未満の法人が全体の90%を占めている。

借入農地面積の推移



借入農地面積の規模別法人数



資料：農林水産省経営局調べ(平成26年3月末現在)

(課題) 食品関連企業の農業参入

- 1 最近の食品関連企業の農業参入の動きを検索し、その動向を整理しなさい
- 2 参入の動機とは何か？
- 3 日本の農業生産・流通を変革する力になるか？